

八王子市介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付け老発0404第3号老健局長通知）に基づき、八王子市が指定する居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、法第115条の32第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所及び当該指定又は許可に係る全ての施設（以下「指定事業所等」という。）が八王子市の区域に所在する事業者を対象とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 実地検査

届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、定期的に行う。なお、小規模の介護サービス事業者については、指定事業所等に対する法第23条に基づく実地検査と併せて行う。

(2) 監査

以下の場合に随時行う。

ア 指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合

イ 指定事業所等の効力停止処分の事案が発覚した場合

ウ 高齢者の虐待防止に係る事務を所掌する所管が、高齢者虐待に該当すると判断した事案が発覚した場合

(検査の実施方法等)

第4条 検査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 実地検査

業務管理体制の整備に関する事項について、法令遵守責任者等から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。ただし、業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる場合は、関係書類等の記載内容を確認する書面方式で行うことが

できる。

(2) 監査

前条第2号に規定する事案が発覚した場合に、当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

(3) 実施通知

検査の実施に当たっては、対象となる介護サービス事業者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）により原則として検査実施日の1月前までに通知する。ただし、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立入時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

- ① 根拠法令
- ② 対象事業所及びサービス種別
- ③ 実施日時及び実施場所（実地検査の場合は実施日のみ）
- ④ 検査担当者
- ⑤ 出席者
- ⑥ 準備書類
- ⑦ その他必要な事項

(4) 監査調書の作成

監査を実施した場合は、検査終了後、監査調書を作成する。

(5) 検査結果の通知

検査の結果については、検査後講評を行うものとし、後日文書により通知する。

(6) 改善状況報告書の提出

当該介護サービス事業者に対し、文書により改善を求めた場合は、検査結果通知後原則として30日以内に、改善状況報告書の提出を求める。

(勧告及び公表)

第5条 市長は、介護サービス事業者が適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、介護サービス事業者が正当な理由なく前項に定める期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(行政処分所管部署への通知)

第6条 当該介護サービス事業者が、正当な理由なく前条第1項の規定による勧告に係る措置をとらない場合、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

(関係機関との連携)

第7条 検査の効果を高めるために、東京都及び他の自治体等との協力を図る。

附 則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月4日から施行する。